

門川町総合文化会館使用料

令和元年10月1日

1. ホールおよび付属施設使用料

(単位:円)

施設名	使用時間帯		午前	午後	夜間	全日
			9時 ～12時	13時 ～17時	18時 ～22時	9時 ～22時
使用区分						
大ホール	入場料を徴収しないとき	平日	8,380	16,760	22,000	47,140
		土・日曜・祝日	11,520	22,000	27,240	60,760
	1,000円未満の入場料を徴収するとき	平日	14,670	27,240	35,620	77,530
		土・日曜・祝日	18,850	35,620	42,950	97,420
	1,000円以上3,000円未満の入場料を徴収するとき	平日	18,850	33,520	44,000	96,370
		土・日曜・祝日	24,100	44,000	52,380	120,480
3,000円以上の入場料を徴収するときまたは商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として使用するとき	平日	25,150	41,900	53,430	120,480	
	土・日曜・祝日	31,430	53,430	62,850	147,710	
楽屋①	入場料を徴収しないとき		730	950	1,050	2,730
	入場料を徴収するとき		950	1,150	1,250	3,350
楽屋②	入場料を徴収しないとき		420	520	630	1,570
	入場料を徴収するとき		520	630	730	1,880
楽屋③	入場料を徴収しないとき		420	520	630	1,570
	入場料を徴収するとき		520	630	730	1,880
サルハ室	入場料を徴収しないとき		1,050	1,570	2,100	4,720
	入場料を徴収するとき		1,570	2,100	2,620	6,290
その他	ホワイエ・ラウンジ		1㎡当り 50			
	交流広場・フリースペース		1㎡当り 30			

- 入場料とは、会費・入場整理費等入場することに関し徴収される入場の対価をいいます。
- 使用時間は、準備、後片付け等すべての時間を含みます。
- 使用時間帯を超過する場合の使用料はつぎのとおりです(1時間未満は1時間とする)。
 - ① 9時以前の1時間以内または12時～13時の使用は午前使用料の30%の額
 - ② 17時～18時の使用は午後使用料の30%の額
 - ③ 22時以降の1時間以内の使用は夜間使用料の30%の額
- 祝日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日です。
- 準備又はリハーサル等で使用日前に施設を使用する場合は、各施設使用料の2分の1の額とします。
- 舞台のみ使用にあつては、準備またはリハーサル等にかかわらずリハーサル室の使用料の額とします。
- 開館時間は、午前9時から午後10時。ただし、催事のない日は午後5時まで。

2. 付属設備使用料

(単位:円)

区分	品名	単位	使用料
舞 台 設 備	花道所作台	式	1,050
	平台 6×6	台	260
	平台 6×4	台	150
	平台 6×3、6×2	台	100
	金屏風	双	1,050
	開き足	式	50
	箱足	台	10
	ひな段蹴込	枚	10
	指揮者台	台	210
	指揮者用譜面台	台	100
	演奏者用譜面台	台	50
	演台	式	950
	司会者台	台	210
	プログラムスタンド	台	150
	緋毛氈フェルト	枚	70
	地かすり11号帆布	枚	420
	暗転幕(ボタンを含む)	枚	1,050
ボタン	列	100	
照 明 設 備	音響反射板	式	5,240
	ボーダーライト	列	840
	サスペンションライト	台	210
	フットライト	列	840
	Horizontライト	列	1,050
	サイドフロントライト	台	320
	シーリングライト	台	320
	センターピンスポットライト	台	1,050
	スポットライト	台	210
	エフェクトマシン	式	1,050
	ドラムマシン	台	1,050
	二連キャリア	台	50

区分	品名	単位	使用料
照 明 設 備	丸型スタンド	台	30
	ハンガー	台	10
	平置ベース	台	20
	延長コード	本	10
	音響及び拡声装置	式	2,100
音 響 設 備	CDプレーヤー	台	210
	カセットデッキ	台	210
	レコードプレーヤー	台	210
	コンデンサマイク	台	840
	ダイナミックマイクA	本	730
	ダイナミックマイクB	本	630
	ワイヤレスマイク	本	840
	床上スタンド	台	100
	卓上スタンド	台	20
	ハネ返りスピーカー	台	520
ステージスピーカー	台	840	
そ の 他	21型モニターテレビ	台	420
	テレビカメラ	台	1,680
	スクリーン	張	1,050
	プロジェクター	台	1,050
	ピアノ(大)	台	5,240
	ピアノ(小)	台	1,050
	テレビ中継料	回	10,480
	ラジオ中継料	回	5,240
	持込器具電気料	Kw	210
	折りたたみ椅子	※ 脚	30
	長机	※ 脚	100
	フロアシート	※ 枚	100
シャワー室使用料	回	520	

- 文化協会会員グループの定期的ピアノ(小)の使用料は1/2とします。
- 使用料は午前、午後、夜間をそれぞれ1回として徴収します。 ※印は1日使用料。

3. 冷暖房使用料

(単位:円)

区 分	冷房(1時間あたり)	暖房(1時間あたり)
大ホール	4,190	3,150
楽屋①②③	150 (1室)	100 (1室)
リハーサル室	320	210 (2台)